

平成 30 年御嵩町議会第 3 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 8 月 31 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 30 年 8 月 31 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 9 号 放棄した私債権の報告について
 - 報告第 10 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第 11 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額について）
 - 報告第 12 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 認定第 1 号 平成 29 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 3 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 4 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 5 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 6 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号））
 - 議案第 38 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第 39 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 40 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について
 - 議案第 41 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 42 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 43 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 44 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 45 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 46 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 47 号 御嵩町モーター類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 48 号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 49 号 工事請負契約の締結について

議案第 50 号 財産の取得について

議事日程第1号

平成30年8月31日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 常任委員会所管事務調査報告書

(2) 議員派遣報告書

(3) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成30年5月分から7月分まで）

町長報告 4件

報告第9号 放棄した私債権の報告について

報告第10号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額について）

報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 20件

認定第1号 平成29年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第3号））

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第39号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 40 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 41 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 42 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 43 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 44 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 45 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 46 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 47 号 御嵩町モーター類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 48 号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 49 号 工事請負契約の締結について

議案第 50 号 財産の取得について

日程第 5 議案の審議及び採決 2 件

議案第 38 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 39 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員（11名）

議長 山田儀雄	1 番 奥村雄二	2 番 安藤信治
3 番 伏屋光幸	5 番 高山由行	7 番 安藤雅子
8 番 柳生千明	9 番 加藤保郎	10 番 大沢まり子
11 番 岡本隆子	12 番 谷口鈴男	

欠席議員（1名）

6 番 山口政治

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎

民生部長 加藤暢彦

建設部長 亀井孝年

企画調整
担当参事 長屋史明

教育参事兼
学校教育課長 山田 徹

総務防災課長 須田和男

企画課長 小木曾昌文

環境モデル都市
推進室長兼
まちづくり課長 山田敏寛

亜炭鉱廃坑
対策室長 大鋸敏男

税務課長 中村治彦

住民環境課長 若尾宗久

保険長寿課長 日比野伸二

福祉課長 高木雅春

農林課長 可児英治

上下水道課長 鍵谷和宏

建設課長 筒井幹次

会計管理者 佐久間英明

生涯学習課長 石原昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規

議会事務局
書記 丸山浩史

開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、平成30年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、山口政治議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので御報告いたします。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いをいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

まだ暑さがほとんど緩むことなく8月最終日を迎えておりますけれど、なるべく早く落ちついてもらいたいなと思っております。

それでは、冒頭の挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第3回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

第2回定例会最終日からの2カ月半、私たちは自然災害の猛威に翻弄され、不幸にも多くの命が奪われてしまいました。まず、6月18日には、大阪府北部を震源とする地震において5名の方がお亡くなりになり、6月28日から7月8日にかけて台風7号と梅雨前線の影響から豪雨が続き、西日本を中心に全国的に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨が発生し、死者が200名を超えたことに強い衝撃を受けました。この豪雨災害では、近隣の関市でも、津保川の氾濫によって甚大な被害に見舞われました。現在、被害状況や住民に対する避難情報の発令など検証されているところではありますが、改めて集中豪雨、ゲリラ豪雨による避難情報をいつ、どこに、誰に、どのように確実に伝えることができるのか、その難しさを感じているところであります。

その後、7月中旬以降は日本列島を灼熱が襲い、連日、気温35度以上の猛暑日を記録し、気象庁も災害級との認識を示すほどでありました。体温よりも高い外気の中、全国各地では熱中症と見られる症状で命を落とされるケースも数多く見受けられ、報道では過去最多との発表もされております。愛知県豊田市では、校外学習に出かけた小学生が犠牲になりました。これ

らの自然災害によって犠牲になられた方々全てに、心より哀悼の意を表します。

台風が東から西へ通過するなど、私たちが今まで経験したことのない事象が頻繁に発生しております。このような気象状況は今後も続き、さらに猛威を振るうと考えなければなりません。その上で、私たちはどのように向き合い、受け入れ、いかに被害を最小限に抑えることができるのかを考えておかねばなりません。明後日の9月2日には、豪雨災害を想定した防災訓練を控えております。この訓練では、これまでの経験値ではかり知れないこれからの自然災害の猛威に対しての想像力がテーマでもあります。そして、まずは「逃げる」を念頭に、事前の準備を怠らず、自助・共助・公助のもと、被害を最小限に抑えることを考えながら行動していただきたく思っており、議員の皆様にも御参加、御協力のほどよろしく願いいたします。

本町の南海トラフ巨大地震による予測震度と同じ6弱を観測した大阪府北部を震源とする地震では、学校施設のブロック塀が倒れ、登校途中の小学生が下敷きになり死亡するという痛ましい事故が発生しました。本町では、翌日の庁議において、同様の被害を防止するため、通学路の安全性の確認と、小・中学校を含む町有施設のブロック建築についての調査、ブロック塀撤去補助金制度の創設などを速やかに行うよう指示をしました。教育委員会においても、町内の小・中学校の通学路と施設について、各小・中学校の教員と教育委員会事務局職員により、壁の倒壊や瓦の落下など、危険箇所の調査を実施し、大地震発生時には、危険な場所から避難する行動をとるよう、児童・生徒に対し指導等を行いました。

本町が所有する、または管理するブロック塀等の調査については、105 施設の点検を実施し、2カ所において安全性に問題がありましたので、早急に撤去できるよう補正予算を計上させていただきました。また、民間の建築物を対象に、小・中学校の通学路に指定されている道路沿いにあるブロック塀等について緊急点検を実施した結果、安全性が疑われるブロック塀等については対応を促す文書を個別に配付し、所有者に対し喚起を行いました。

これらを踏まえ、所定の条件を満たすブロック塀等を撤去された方に対し、その費用の一部を補助する制度を創設すべく、補正予算を計上しております。また、環境モデル都市として、緑化による二酸化炭素削減を目指し、ブロック塀等を撤去した箇所に新たに生け垣を設けた方に対し、その費用の一部を補助する制度についても盛り込んでおります。南海トラフ巨大地震等、地震による被害の発生を少しでも抑えるために取り組んでまいります。

ことしの夏は、県内の多治見市、美濃市、下呂市等で気温が40度を超えるなど、特にこの地方では、気象庁から高温注意情報や異常天候早期警戒情報が連日発表される異常気象に見舞われ、9月以降の天候についても、同庁より気温は平均並みか高いとの予想が示されたことから、2学期からの学校生活での見通しについても予断は許されない状況となっております。特に、町内の小・中学校においては、6校中2校が普通教室にエアコンが未整備であり、児童・

生徒を取り巻く学校生活での暑さに対する安全対策は喫緊の課題と言えます。

そのうち、御嵩小学校は、今年度予算にて空調設備の実施設計委託料を計上し、来年度に設置工事を予定しております。また、現在では、普通教室へのエアコンは未整備ですが、パソコン教室や外国語活動教室、図書室など、複数の特別教室にはエアコンが整備済みであるため、児童の緊急避難先として利用可能であると言えます。一方、伏見小学校は、将来的な大規模改修工事を控えているため、恒常的なエアコン整備は現時点で予定しておりませんが、暫定的にスポットクーラー等、十数台を設置する緊急作業に係る借り上げ料の補正予算を8月3日付で専決処分を行いました。さらに、次年度以降も、将来予定される校舎本体の大規模改修工事との調整を図りながら、空調機整備等の安全対策を進めてまいります。

名古屋鉄道株式会社との運営に関する協定が今年度で満了となる名鉄広見線（新可児駅から御嵩駅）の平成31年度以降の運営費支援については、ことし3月29日に開催した名鉄広見線活性化協議会において、現行の体制を維持するとした方針を進めていくと確認しました。それを踏まえて、運営費支援期間を平成31年度から平成33年度までの3年間とし、運営費支援金は各年度1億円として、沿線市町と名鉄との間で協議を進めてまいりました。そして、高校生など学生の進路に大きな影響を及ぼすことがないように、早い時期に維持存続が発表できるよう協議した結果、事務レベルで協議が調ったとの報告を受け、今回の補正予算として債務負担行為を上程しております。本町と可児市のそれぞれの議会で議決をいただいた後、名鉄と運営に関する協定の合意手続を進めていくこととなります。

これまで、平成22年度から平成30年度までの9年間、名鉄広見線活性化協議会に参画する関係市町、議会、教育関係者、経済関係者、住民が一体となって、名鉄広見線沿線地域の活性化のため、利用促進策を展開してまいりました。この間、利用促進施策に取り組む団体や住民の方もふえ、内容の幅も広がり、通学定期や回数券の補助申請の件数も大きく伸び、随時利用などの定期外利用や通学定期利用の下支えによる利用者数の下げどまり感は見受けられるものの、通勤定期利用は減少しており、決して安堵できる状況にはなく、依然として厳しい状況に変わりありません。今後は、これまでの経緯と結果を踏まえ、関係者により施策の改善や新たな取り組みについて協議し、平成31年度からの名鉄広見線活性化計画を策定していくこととなります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

願興寺の支援組織である御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会では、昨年度から自治会長会を初め、町内イベント等を通じて、町民の皆様を中心に事業に賛同する会員を募集されています。8月18日現在で、町内外を合わせ約2,000人の会員を集め、7月上旬に賛同いただいた会員の皆様に1口5,000円、2口1万円以上とする寄附金の案内文書と趣意書、寄進申込書、振込納付書を郵送され、約360万円の寄附金が集まった旨の報告を保存会会長からい

ただいております。寄附金を集める本格的な活動はまだ始まったばかりであります、願興寺の修理負担金約1億円を集めるためにも、さらに寄附金を集める活動を広めていく必要があります。今後は、町民の方のみならず、町外の皆様にも賛同いただく方を募り、寄附金をふやしていくため、願興寺修理事業の現場見学会、並びに税制優遇の措置ができる指定寄附金制度が活用できるよう支援しながら、本町の誇る貴重な文化財を周知し、保存会と一緒に事業を進めてまいります。

平成29年度一般会計歳入決算では、町税に係る収納率は全ての税目で前年度収納率を上回ることとなりました。町税全体の収納率は96.7%で、前年度比0.5ポイント上昇しております。中でも、町民税個人分滞納繰越金は、前年度比12.2ポイント上昇し、49.7%を達成することができました。また、本町の個人県民税では、滞納繰り越し分において、収納率が岐阜県下1位を記録し、現年度収納率と合わせても5位という収納実績をおさめることができました。決算審査における監査委員の意見では、早目の催促や納税相談の推進など、職員の研修の成果であり喜ばしいという意見をいただいているところであります。暮らしを豊かに発展させ、教育の振興、社会福祉の増進など、行政がさまざまな施策を進める上で大切な財源となる税金の滞納は、誠実に納税などの義務を果たす多くの住民の公平感を阻害しかねません。また、健全な行政運営に支障を来しかねないことから、当たり前のことではありますが、納税意識の高揚を促すとともに、納税の促進及び滞納の抑制を図り、歳入の確保につなげてまいります。

平成29年度決算の概要について触れさせていただきます。

水道事業を除く、一般会計及び特別会計決算の総額につきましては、前年度と比較して歳入が11.8%の減、歳出が12.2%の減となりました。このうち、一般会計の歳入では、平成29年度から着手した亜炭鉱跡防災対策事業に係る諸収入が増額となりましたが、平成28年度に完了した亜炭鉱跡防災モデル事業に係る負担金や、防災コミュニティセンター建設事業に充てた町債の減額などが歳入総額を押し下げ、歳入総額は対前年度比で21.4%の減額となりました。

次に、一般会計の歳出では、森林学習館建設事業により農林水産業費が増額となったほか、小学校のタブレット端末導入事業、スクールバス購入事業、御嵩城址公園環境整備事業などにより教育費も増額となりました。しかし、平成28年度に完了した亜炭鉱跡防災モデル事業費や防災コミュニティセンター整備事業費、地方創生加速化交付金事業費の皆減などが歳出総額を押し下げ、歳出総額は対前年度比で22.0%の減額となりました。

また、地方財政に係る健全化判断比率についても触れさせていただきます。

平成29年度においては、防災コミュニティセンター建設事業に充てた地方債の償還などによる公債費の増加のため、実質公債費比率は前年度より0.4ポイント高い7.5%となりました。一方で、将来負担比率については、基金の積み増しや地方債の借り入れ抑制などにより、数値

なしの状態を維持しています。今後とも、庁舎等の建設事業を見据え、引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

今回、提出いたします議案の平成 30 年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入についてですが、普通交付税の額の決定により 9,197 万 5,000 円を増額したほか、前年度の決算を受けて、繰越金 5,639 万 3,000 円などを増額計上しております。

次に、歳出であります。総務費では木質バイオマス導入計画策定事業費や誘致企業奨励金、財政調整基金積立金など 9,755 万円を増額したほか、土木費ではブロック塀等撤去等補助金など 511 万円を増額、教育費では教育文化施設の維持改修工事費など 895 万 6,000 円を増額しております。これらのほか、地方債及び債務負担行為の補正も行い、補正予算額は歳入歳出ともに 1 億 515 万 5,000 円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、平成 29 年度決算及び平成 30 年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回、提案いたします議案は、平成 30 年度の決算認定 6 件、承認案件 1 件、人事案件 2 件、予算関係 6 件、条例関係 3 件、その他議決を求める案件 2 件、報告案件 4 件、都合 24 件であります。後ほど、担当から、詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5 番 高山由行君、7 番 安藤雅子さんの 2 名を指名します。

会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 7 月 26 日の議会運営委員会において、本日より 9 月 20 日までの 21 日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月20日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

諸般の報告

議長（山田儀雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄い緑色の諸般の報告書つづりをごらんください。

常任委員会所管事務調査報告書、議員派遣報告書、例月現金出納検査の結果について、平成30年5月から7月分までの報告であります。以上の3件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第9号 放棄した私債権の報告について、報告第12号 専決処分の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、報告第9号並びに報告第12号について説明させていただきます。

最初に、報告第9号 放棄した私債権の報告についてです。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

御嵩町私債権の管理に関する条例第13条第1項第2号の規定により、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

放棄した私債権につきましては、次の2ページをお願いいたします。

対象者は1名で、債権名は水道料金、年度は平成29年度、金額は6,724円、理由は破産免責によるものです。放棄決定日は平成30年3月30日でございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

続きまして、報告第12号 専決処分の報告についてです。

諸般の報告つづり10ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処

分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決第9号 専決処分書。

平成29年御嵩町議会第3回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、平成30年8月3日、専決処分をいたしました。

1. 契約の目的は、上之郷地区面整備（第2工区）工事。2. 契約の金額、6,048万円を31万9,680円増額し、6,079万9,680円に変更しました。3. 変更理由は、施工路線の変更による増額等です。4. 契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町古屋敷543番地1、株式会社國本起業、代表取締役 國本吉男です。

それでは次に、資料つづり19ページをお願いいたします。

工事請負変更契約書の写しとなっております。

次に、20ページをお願いいたします。

工事の施工箇所を記した概要図となります。

下部に工事の変更概要を記載しております。

国道21号線に下水道管渠を開削工にて344.7メートル布設、マンホール8基を設置する計画で、国道占用協議を実施したところ、情報ボックスとの近接区間において占用条件を満たして施工することができないことがわかったため、町道部へ施工路線を変更するものです。変更後の施工延長は608.6メートル、マンホール13基となります。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

議長（山田儀雄君）

報告第10号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第10号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をいたします。

諸般の報告つづりの3ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月3日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものであります。

次の4ページをお願いいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、5ページから8ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりをお開きいただきたいと思います。

資料つづりの16ページをお願いいたします。

総括表②でございます。初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、平成29年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり1億4,962万9,000円の黒字であり、比率としましてはマイナス3.29%で該当なしであります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も、右側の表の下段、合計欄を見ていただきますと6億6,225万4,000円の黒字のため、この比率についても、マイナス14.59%ということでご覧いただけます。

17ページをお願いいたします。

総括表③でございます。実質公債費比率の算出経過をあらわした表であります。

実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の右端に掲載してありますとおり、平成27年度から29年度の3カ年の平均で7.5%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っています。昨年報告しました平成28年度の比率は7.1%であり、0.4ポイント高くなっております。

高くなった要因としましては、表の左上、①の元利償還金の額を見ていただきますと、平成28年度の約4億2,600万円から約4億7,900万円と5,200万円ほど増額したことによるもので、平成28年度末に竣工した防災コミュニティセンターの起債の償還が29年度から始まったことなどによるものです。

18ページをお願いいたします。

総括表④となります。将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の欄にあるとおり、平成29年度の将来負担比率はマイナス15.4%となり、昨年度に続き、バー表示となりました。

上段の地方債の現在高が昨年度より約6,000万円減少したことを初め、将来負担額の要素となる数値の減少に加え、基金の積み増しにより充当可能財源が増加したことにより、下段の分数表の分子(A-B)が昨年度よりさらに小さくなったことから、昨年度のマイナス4.6%よ

りさらにマイナスとなりました。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、16 ページにお戻りいただきたいと思います。

公営企業には、事業に必要な費用を負担金や料金収入などによって賄う独立採算制の原則があります。公営企業会計の経営が悪化し、借金が膨らみ、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業における資金不足比率というのが定められています。平成 29 年度において、水道事業会計は 3 億 7,020 万 1,000 円、下水道特別会計は 2,980 万 3,000 円とそれぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

今後とも、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告し、かつ住民に公表をさせていただきます。

以上で、報告第 10 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（山田儀雄君）

報告第 11 号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

それでは、報告第 11 号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

諸般の報告 9 ページをお開きください。

自動車事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、平成 30 年 8 月 2 日付で専決処分を行いましたので、その報告をいたします。

専決処分の内容は、事故の発生日時、平成 30 年 7 月 5 日木曜日、午後 1 時 55 分ごろ。事故発生場所、岐阜県可児郡御嵩町御嵩 935 番地 44 先の交差点。損害賠償の相手方、岐阜県可児郡御嵩町御嵩 852 番地 17、赤岩敦子氏。事故の概要、当該交差点を東へと進入しようとした際、右側より北へ進入してきた相手方車両と接触をし、破損させたものであります。損害賠償額は 5 万 5,438 円であります。

今後の事故防止に関しまして、これまで以上に職員に対して安全運転の徹底を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第6号までと承認第7号、議案第38号から議案第50号までをあわせ、20件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件20件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、決算認定関係です。

認定第1号 平成29年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、認定第1号 平成29年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付することとなっております。平成29年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明とさせていただきます。

初めに決算書をお願いいたします。

決算書の107ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。平成29年度の歳入総額は69億9,410万2,823円、歳出総額は68億1,090万5,497円となり、歳入歳出差引額は1億8,319万7,326円であります。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が680万4,000円ありますので、差引実質収支額は1億7,639万3,326円となりました。昨年度と比較し、額にして2,476万8,804円、率にしてマイナス16.3%の増となっております。

次に、197ページから最終ページ、206ページまでは財産に関する調書であり、公有財産や基金などの29年度中の増減をお示ししております。197から206ページは財産調書でございます。197、198ページの公有財産の(1)土地及び建物につきましても、29年度中の増減欄に数字が入っておりますが、これらの詳細は、ピンク色の表紙の平成29年度主要な施策の成果に関する説明書の一番最後のページ、69ページに内訳を掲載しておりますので、決算書とあわせて、後ほどのお目通しをお願いいたします。

なお、端数処理の都合上、一致しない部分があることをあらかじめ御了承をお願いします。

それでは、資料をかえまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、こちらで説明をさせていただきます。

1 ページ、2 ページで、一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめております。

一般会計においては、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業や防災コミュニティ複合施設整備事業など、大型事業が 28 年度に終了したことにより、歳入歳出ともに前年度を大きく下回ったことが特徴と言えます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額（C）欄の歳入合計欄に表示してあるとおり、69 億 9,410 万 2,823 円でございます。対前年度 18 億 9,940 万 9,653 円の減、率にしてマイナス 21.4%と大きく減少しました。

それでは、前年度決算額と比較し、増減額が大きいものを中心に、款ごとに御説明申し上げます。

最初に、款 01 です。町税です。前年度と比較し、1,365 万円ほど増額となっています。たばこ税が減収となったものの、町民税個人分や家屋に係る固定資産税が増収となったことによるものでございます。

少し飛びまして、款 12 分担金及び負担金は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業に係る負担金が皆減となったため、16 億 824 万円と大きく減額しております。

款 14 国庫支出金は、地方創生加速化交付金の皆減と臨時福祉給付事業費補助金の減収により、約 1 億 2,170 万円の減額。

款 15 県支出金は、グリーンニューディール基金事業として実施しました防災コミュニティ複合施設における再生可能エネルギー設備導入工事が終了しましたことにより 2,061 万円ほどの減。

款 20 諸収入は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業助成金を諸収入で受けることとしたため、この事業費 3 億 5,368 万円と大きく増額しております。

款 21 町債は、防災コミュニティ複合施設整備、水道未普及地域解消事業、29 年度に工事は行いませんでしたが井尻川河川改修事業などへの借り入れが皆減となったことにより、全体で 4 億 7,099 万円の減となっております。

なお、6 ページの左端、表全体の中ほどになりますが、収入未済額の合計額を掲載しております。

29 年度の収入未済額は 9,303 万 9,844 円、前年度は 1 億 556 万 844 円でしたので、1,252 万円ほど減少しております。これは、税務課職員の頑張りによる町税の収納率の大幅な向上によるものでございます。

次に、7ページ、8ページの歳出決算について御説明申し上げます。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計の歳出総額は68億1,090万5,497円となりました。前年度と比較して19億2,090万6,457円の減、率にしてマイナス22.0%と、歳入同様大きく減少しております。

歳出につきましても、前年度決算と比較し増減額が多いものを中心に、款ごとに説明させていただきます。

款02 総務費は、対前年度約2億2,000万円の減となりました。地方創生加速化交付金事業と情報セキュリティ強化対策事業が28年度に終了したことにより、約1億1,000万円の減、また基金積立金の減と、亜炭鉱廃坑対策室職員の人件費を総務費から消防費に組みかえたことにより、約1億2,800万円の減額となっております。

款06 農林水産業費は、みたけの森森林学習館の建設事業、約4,800万円の増により、全体では3,600万円の増額。

款09 消防費は、亜炭鉱跡防災対策事業費、約3億2,900万円と、亜炭鉱廃坑対策室職員の人件費を総務費から組みかえたことにより大きく増額したものの、28年度完了した防災コミュニティ複合施設整備事業費の減額分が大きく、全体では8,480万円の減額となりました。

農業関連の補助金の減や土地改良事業費の減などにより、全体で3,000万円ほどの減額。

款13 諸支出金は、水道事業会計への水道未普及地域解消事業費出資金と管路耐震化事業の出資金の皆減によりまして、4,860万円の減額となっております。

次に、翌年度繰越額（C）欄の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、6月の定例会において報告させていただいておりますが、款08 土木費の680万4,000円は、御嵩町都市計画基礎調査及び都市計画マスタープラン改訂支援業務でございます。

款09 消防費の2,676万4,480円は、亜炭鉱跡防災対策事業に係る継続費通次繰り越しでございます。

ページを飛びまして、21ページをお願いいたします。

この21ページから26ページまでが町税等の収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次に、27ページをお願いいたします。

このページから32ページにかけて、節別の執行状況表を掲載しております。

次に、33ページから38ページは、人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

39、40 ページは、各会計の過去 10 年間にわたる歳出決算額の推移であります。

次の 41 ページは、地方債の年度末残高の一覧であり、事業区分ごとに借入金額、償還金額、年度末残高を載せております。

29 年度一般会計におきましては、新たに 3 億 9,100 万円の借り入れをしまして、4 億 5,033 万 1,000 円を償還していますので、差し引き年度末残高は 51 億 9,487 万 4,000 円で、前年度より約 5,930 万円、率にして 1.1%の減となりました。

下水道特別会計は、29 年度末の現在高 51 億 9,856 万 4,000 円、前年度と比較して 2 億 5,859 万 4,000 円、率にして 4.7%の減となりました。

一般会計、下水道特別会計を合わせた全体では 3 億 1,792 万 5,000 円、率にして約 3%の減となっております。

42 ページは、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途状況と入湯税の使途状況をお示ししております。

43、44 ページは、地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、特定の目的のため設置された定額運用基金の平成 29 年度における運用状況の報告であります。2つの基金とも、利息の積み増しによる増額のみとなっております。

最後に、別冊でピンク色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。1年間の予算執行状況がわかるように、係単位で歳入歳出の主なものを掲載しております。また、この後、御報告がいただけると思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりを別冊でお配りしてございますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第 1 号 平成 29 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

認定第 2 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号について御説明いたします。概略の説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、認定第 2 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から説明いたします。

国民健康保険の平成 29 年度末の被保険者数は 4,309 人、世帯数は 2,621 世帯であります。平成 28 年度からの社会保険の適用拡大等により減少傾向であります。保険給付費を被保険者数で割った 1 人当たりの平均医療費ですが、平成 29 年度は約 39 万 4,000 円でありました。平成 28 年度は約 33 万 2,000 円で、こちらは増加の傾向であります。

今後は、給付の適正化及び保険事業の充実、中でも重症化予防に対する取り組みのさらなる強化が急務となっております。

それでは、決算書の 136 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が 26 億 4,706 万 9,747 円、歳出総額が 25 億 8,762 万 5,732 円となり、実質収支額は 5,944 万 4,015 円であります。

別とじの黄色の表紙の平成 29 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の 9 ページをお願いいたします。

こちらの国民健康保険特別会計の歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず歳入の 1 番目、国民健康保険税ですが、収入済額が 4 億 6,450 万 560 円で、対前年度 2,596 万 4,486 円の減となっております。これにつきましては、被保険者数の減少などが影響していると考えます。

収納状況につきましては、23 ページをお願いいたします。

下 2 段目の国民健康保険税の部分ですが、収納率は、医療、介護、後期高齢者支援分の現年度分と滞納繰越分合計で、全体の収納率は 74.0%でした。対前年度比で 0.9 ポイントの増となっております。

9 ページにお戻りください。

国民健康保険税の不納欠損については、合計で 137 件、982 万 3,600 円の不納欠損処分を行いました。

収入未済額については、収納率の向上等もあり、昨年度より 2,028 万 9,960 円減り、1 億 5,338 万 8,593 円となりました。

今後も、被保険者間の公平を保つため、厳正なる調査に基づき滞納処分を行うなど、滞納整理のさらなる強化を行い、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、款 03 国庫支出金は 4 億 9,168 万 3,419 円で、主なものは療養給付費等負担金や財政調整交付金であります。歳出の保険給付費の増加に伴い、昨年度と比べ 6,863 万 9,906 円、16.2%の増となりました。

続きまして、款 04 療養給付費交付金は 3,525 万 5,000 円で、対前年度 3,285 万 1,000 円、48.2%の減となりました。こちらは退職等、被保険者数の減少により療養費等の減少に伴うものであります。

続きまして、款 05 前期高齢者交付金は 7 億 9,157 万 7,135 円で、対前年度 1 億 2,461 万 9,519 円、18.7%の増となりました。

続いて、款 07 共同事業交付金は 5 億 2,287 万 4,293 円で、対前年度 537 万 9,513 円、1.0%の増となりました。

次に、11 ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

款 02 の保険給付費は 16 億 9,729 万 5,074 円で、歳出全体の 65.6%を占めております。対前年度で 1 億 7,756 万 6,312 円、11.7%の増となりました。これにつきましては、高額医薬品の使用用途の拡大などが大きく影響していると考えられます。

続きまして、款 06 の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金を通じて関係する保険制度への国保被保険者分を負担するものであります。対前年度比で 8.5%減の 8,986 万 6,746 円となりました。

続きまして、款 07 の共同事業拠出金は、対前年度比で 2.0%増の 4 億 5,482 万 993 円となっています。

続きまして、款 08 の保健事業費は、特定健診の受診率は伸びておりますが、全体の被保険者数の減少に伴う受診者数の減により、対前年度比で 6.4%減の 1,374 万 9,658 円となりました。

続きまして、款 09 の基金積立金は、今年度、国民健康保険基金へ 6,000 万 9,687 円の積み立てを行い、年度末残高で 1 億 4,428 万 5,398 円となりました。平成 30 年度からの制度改正により、今後は主に保険税率の抑制のために基金を運用するものであります。

主なもののみ説明いたしましたが、後ほど資料をお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

次に、認定第 3 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度については、岐阜県の広域連合で運営されており、各市町村では保険料の徴収と保険証の引き渡し、各種届け出や申請のための窓口業務を行っております。平成 29 年度末の御嵩町の加入被保険者数ですが 2,660 人、28 年度末の被保険者数と比べて 61 人の増加となっており、高齢化に伴い、毎年増加しておる状況であります。

それでは、決算状況といたしまして、決算書の 149 ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

平成 29 年度の歳入総額は 2 億 1,233 万 2,143 円、歳出総額は 2 億 615 万 4,218 円で、実質収支額は 617 万 7,925 円となりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色の表紙の決算に関する説明書

の13ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款01保険料は、収入済額1億4,589万5,400円で、対前年度1,066万500円の増となっています。

収納状況につきましては、25ページの上から2段目をごらんください。

後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は99.0%と、昨年度と比較して0.1ポイント増加いたしました。

13ページにお戻りください。

保険料の不納欠損については、全体で1件、6万9,500円の不納欠損処分を行いました。

続きまして、款04の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保健事業費に係る一般会計からのものを合わせて、収入済額が5,399万7,807円、歳入予算全体の25.4%を占めております。

次に、同じページの下段の歳出に入ります。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで、支出済額1億9,742万4,726円となりました。歳出予算全体の95.8%の支出のほとんどを占めております。

主なもののみ説明いたしましたが、ほかの資料も含めてお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

最後に、認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

介護保険会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、平成29年度の状況を説明いたします。

年度末時点での第1号被保険者数は5,546人で、昨年より104人ふえております。また、要介護認定者数は904人で、昨年度比18人の減、要介護認定率は16.3%と0.6ポイント減少いたしました。

それでは、保険事業勘定の決算状況の説明に入ります。

決算書の172ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が17億3,013万855円、歳出総額が16億8,796万8,620円となり、実質収支は4,216万2,235円となりました。

それでは、決算について説明しますので、黄色表紙の決算に関する説明書、15ページをお願いいたします。

歳入の初め、款01保険料ですが、収入済額3億6,102万6,060円で、対前年度1,007万1,590円の増となっています。

収納状況につきましては、25ページの上から3段目をごらんください。

介護保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度、過年度分を合わせた全体の収納率は97.6%でした。対前年度比で0.5ポイントの増となりました。

15ページにお戻りください。

保険料の不納欠損については、合計で127件、262万2,930円の不納欠損処分を行いました。続きまして、款03の国庫支出金は3億7,856万1,816円で、対前年度1,194万2,107円の増となりました。

款04の支払基金交付金は4億4,460万5,236円で、対前年度1,499万9,110円の増となりました。

款05の県支出金は2億4,876万3,872円で、対前年度454万3,516円の増となりました。

款06の繰入金金は2億7,577万8,721円で、対前年度5,134万7,362円の増となりました。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金ともに、歳出での保険給付費、地域支援事業費の支出の増に伴うものであります。

次に、歳出について説明いたします。

款02の保険給付費は15億2,905万6,452円で、歳出全体の90.6%を占め、対前年度4,688万8,774円、3.2%の増となっており、年々増加しておる状況であります。今後は、より給付の適正化、介護予防事業の充実等を図り、保険給付費の抑制に努めてまいります。介護サービス受給者数は延べ人数で合計1万96人と、前年度より239人、2.4%減少しております。

款03の基金積立金は1万8,790円で、対前年度3,998万1,210円の減となりました。

款04諸支出金は、7,066万9,284円で、対前年度2,622万157円の増となりました。

款05の地域支援事業費は6,501万7,693円で、対前年度2,392万8,282円の増となりました。地域支援事業は、各種の介護予防事業、高齢者の生活サポートや支援サービスなど包括的支援事業などに支出をしており、それらの事業費の増額に伴うものであります。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。

サービス事業勘定は、介護認定者のうち要支援1及び2の方の介護相談や介護予防プランを作成する事業の勘定区分となっております。

決算書の181ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が817万7,765円、歳出総額が334万693円となり、実質収支額は483万7,072円となりました。

次に、黄色表紙の決算に関する説明書の17ページをお願いいたします。

歳入の款01のサービス収入554万2,800円は、介護予防プラン作成1,166件分で、前年度より101件減っております。

次に歳出です。

款 01 事業費 334 万 693 円は、介護予防プランの作成をするための日々雇用職員の賃金と、介護支援事業者への一部プラン作成を委託している分などであります。

こちらにつきましても、主なもののみ説明いたしましたが、ほかの資料もありますのでお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

認定第 5 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、認定第 5 号並びに認定第 6 号について説明をさせていただきます。

なお、2 件とも、この後、常任委員会に付託されることになっておりますので、概略の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、認定第 5 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

平成 29 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書の 196 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 9 億 1,045 万 1,136 円、歳出総額が 8 億 7,809 万 7,877 円、差引額が 3,235 万 3,259 円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が 255 万円ありますので、実質収支額は 2,980 万 3,259 円となりました。

続いて、別冊の黄色い表紙の平成 29 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いいたします。

こちらの 19 ページ、20 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算総括表でございます。歳入の主なものについて、(C) の収入済額、右側の対前年度増減額、増減理由を説明させていただきます。

款 01 の分担金、負担金は、主に受益者負担金で、収入済額 1,187 万 2,517 円、農地の受益者負担金の徴収猶予取り消しがふえたことなどにより、前年度より 286 万 1,550 円の減額。

款 02 の使用料及び手数料は、主に下水道使用料で 1 億 9,396 万 7,282 円、下水の接続世帯数の増などによりまして、前年度より 139 万 9,867 円の増額。

款 03 の国庫支出金は、下水道整備に伴う国の補助金で 6,903 万円、前年度より 409 万円の増額。

2 行飛びまして、款 06 の繰入金は、4 億 7,713 万 6,000 円、下水道基金からの繰り入れがなかったことなどから、前年度より 1,011 万円の減額。

その下、款 07 の繰越金は 3,112 万 8,645 円、前年度より 1,569 万 1,809 円の増額。

その下、款 08 の諸収入は 1,692 万 5,692 円、消費税還付金の増などにより 385 万 1,983 円の増額。

その下、款 09 の町債は、下水道事業債で 1 億 920 万円、前年度より 880 万円の減額。

以上、歳入合計は 9 億 1,045 万 1,136 円となり、前年度より 937 万 6,327 円の増額となりました。

次に、歳出の主なものについて、(B) の支出済額、右側の対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。

款 01 の下水道事業費は、支出済額 3 億 6,340 万 129 円、委託料の減額などによりまして、前年度より 2,702 万 7,909 円の減額。

款 02 の基金積立金は、下水道基金に 3,120 万円を積み立てしました。

款 03 の公債費は、下水道事業債の償還金で元金及び利息、償還を合わせまして 4 億 8,349 万 7,748 円、398 万 504 円の増額。

以上、歳出総額は 8 億 7,809 万 7,877 円となり、前年度より 815 万 1,713 円の増額となりました。

以上で、認定第 5 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終えさせていただきます。

引き続き、別冊の平成 29 年度御嵩町水道事業会計の決算書をお願いいたします。

認定第 6 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明をいたします。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定による利益の処分の議決並びに同法第 30 条第 4 項の規定により決算の認定を求めるものでございます。

それでは初めに、平成 29 年度水道事業の概要を御報告いたします。

決算書の 13 ページをお願いいたします。

3. 業務の(1)業務量です。

29 年度数値と対 28 年度比較数値を報告いたします。

2 の給水件数は 6,474 件で、23 件の増加となりました。続きまして、6 の年間総配水量は 208 万 725 立方メートルで、9,074 立方メートルの増加となりました。これに係る 7 の年間有

収水量は188万1,696立方メートルで、5万5,702立方メートルの減少です。これによりまして、8の年間有収率は90.4%、3.1ポイントの減となりました。ちなみに、平成28年度末の数値ではありますが、県内市町村の平均有収率は80.5%でございます。

続きまして、この決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

平成29年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

区分、決算額について御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款水道事業収益の決算額は5億9,840万8,345円。このうち、第1項の営業収益は4億6,614万3,844円。主な収入といたしましては、水道料金でございます。

第2項営業外収益は1億3,226万4,501円。主な収入としましては、国庫補助金や工事負担金等を長期前受金として負債計上した額に対する減価償却見合い分が営業外収益に含まれていることによるものです。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億5,284万8,936円。このうち、第1項の営業費用は、県水受水費、水道施設の修繕費、受託工事費、減価償却費など合わせて5億3,855万1,477円。

第2項の営業外費用は1,429万7,459円。消費税が主な内容となっております。

第3項の特別損失、第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出で、主に建設改良に関する収支になります。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は2,725万1,941円。このうち、第1項の負担金は、給水申込金と下水道事業に伴う工事負担金などで2,475万3,941円。

第2項の県支出金は、県生活基盤施設耐震化等交付金で249万8,000円となりました。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は7,494万4,852円。このうち、第1項の建設改良費は5,555万4,521円。主なものとして、南山公園排水管改良工事、下水道関連工事、緊急時給水拠点確保事業委託料などです。

第2項の償還金は1,939万331円。企業債元金償還金です。

欄外の財源補填説明でございます。

資本的収入が資本的支出に対する不足額4,769万2,911円は、当年度分損益勘定留保資金

2,658万7,511円、減債積立金1,939万331円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額171万5,069円で補填いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きになっております。

ただいま説明させていただきました水道事業収支により、平成29年度の純利益は下から4段目に記しました4,371万1,829円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金3,636万9,179円とその他未処分利益剰余金変動額1,939万331円を合わせた当年度未処分利益剰余金は9,947万1,339円となりました。

次に、6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいたごき、7ページをお願いいたします。剰余金処分計算書です。

損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、4,371万1,829円を減債積立金に積み立て、1,939万331円を資本金へ組み入れることとするものです。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には水道事業報告書を掲載しております。

17ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。29年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示ししたもので、一番下の段、期末残高は4億592万2,148円となりました。

そのほかに、18ページから収益費用明細書など、決算書に必要な附属書類を添付しておりますので、あわせてお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で、認定第6号平成29年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで、監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 加藤保郎君。

監査委員（加藤保郎君）

それでは報告させていただきます。

意見書つづり1ページをお願いします。

御監第20号、平成30年8月17日、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 安藤雅博、同じく加藤保郎。

平成29年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 29 年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

記 1. 審査の概要、(1)審査の対象、平成 29 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成 29 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2)審査の期日等、平成 30 年 8 月 1 日水曜日、2 日木曜日、3 日金曜日、場所は御嵩町役場の第 2 委員会室で行いました。

(3)審査の手続、この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかに主眼を置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書等により関係職員の説明を聴取するなど慎重に審査をした。

2. 審査の結果、平成 29 年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに各基金の運用状況を示す書類は、地方自治法に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

1 の総括につきましては、お目通しをお願いします。

2. 意見、共通事項です。

審査実施において、決算書及び主要な施策の成果に関する説明書により説明を求めているが、適正な審査を実施するために以下の点を注意願いたい。主要な施策の成果に関する説明書においては、例年どおりに記載するだけでなく、決算書の補足説明、決算年度における施策の成果を説明する資料であることを念頭に置き、数値等を補足するとともに、明確に説明できるように願いたい。

収納管理について。

平成 28 年度末収入未済額と平成 29 年度の滞納繰越分調定額が一致しているか、また現金収納後の滞納額と滞納整理簿の滞納額が一致しているかを資料の提示を求め確認した。町民税個人分、固定資産税、国民健康保険税、国民健康保険一般被保険者返納金、介護保険料において不一致となるものが見受けられたが、いずれも理由が明確であった。今後も厳正な収納管理事務に努められたい。

不納欠損処理について。

一般会計及び特別会計の不納欠損額については、1,864万1,654円で、前年度に比べ244万6,942円増加（15.1%）しています。計数は6ページにありますので、後ほどお目通しをしてください。2年連続での増加でもあり、受益と負担の公平性の観点から、そこに至るまでに今後一層厳格な収納事務に努められたい。

契約事務について。

契約事務は、町の事業を実施する上で重要な業務である。会計規則、契約規則、工事の監督及び検査要領等の規定を踏まえた契約等事務の手引に基づき契約事務を履行しているが、この事務が適正になされているか、平成29年度の契約に係る台帳、必要書類、決算数値との整合等を確認したところ、適正に処理されていたが、契約台帳等に記載漏れ、誤記載など不備があり、差しかえを求めた事例が多く、課であった。契約台帳は契約事務を管理する上で重要であるため、今後、しっかり整備した上で十分確認を行うなど、一層の適正な契約事務処理に努められたい。

以下、各課に対する意見につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、7ページをお願いします。

御監第21号、平成30年8月17日、平成29年度定額資金運用基金審査意見書、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 安藤雅博、同じく加藤保郎。

地方自治法第241条第5項の規定により運用状況を示す書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の概要、この定額資金運用基金審査は、平成30年8月1日、町長から提出された土地開発基金及び国民健康保険高額医療資金貸付基金の運用状況を示す書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果、審査に付された土地開発基金及び国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況を示す書類は、総務省令で定める様式を基準として適正に作成しているものと認められた。

続きまして、8ページをお願いします。

御監第22号、平成30年8月17日、水道事業、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 安藤雅博、同じく加藤保郎。

平成29年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成29年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要、1. 審査の対象、平成29年度御嵩町水道事業会計決算。

2. 審査の期日等、平成 30 年 8 月 3 日金曜日、場所は役場第 2 委員会室であります。

審査の手続、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を関係職員の説明も聴取し慎重に審査した。

審査の結果、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものであり、誤りのないものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

以上で終わります。

議長（山田儀雄君）

ただいまの審査報告、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 55 分といたします。

午前 10 時 38 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をします。

次に、承認関係について行います。

承認第 7 号、平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの 3 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 8 月 3 日付で専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

別冊のピンク色の表紙の平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）の表紙をおめくりいただき、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項では、歳入歳出予算の総額に 116 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 91 億 4,900 万円とする規定をしております。

第2項に規定する各款項ごとの補正額につきましては、2ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いしまして、4ページをお願いします。

順序が逆になりますが、下段の歳出について先に御説明させていただきます。

款10教育費、項02小学校費、目01学校管理費、節14使用料及び賃借料で116万7,000円を追加させていただきました。町長の冒頭の挨拶でも触れましたが、ことしの夏の異常とも言える猛暑に、緊急かつ応急的に対応するため、伏見小学校に配置するスポットクーラーやミストファン等の借りに必要な予算を追加したもので、早く借りに上げしないと必要な数量が確保できないことや、夏休み期間中に設置を終える必要があることから専決処分をさせていただきました。予算の内訳としましては、スポットクーラー18基分、ミストファン2基分、これらの動力とする発電機2基分で、約1カ月間借りに上げできる金額を計上しております。

なお、この歳出予算に必要な財源としまして、上段の歳入表のとおり、116万7,000円全額を財政調整基金の繰入額の増額で対応させていただいております。

以上で、承認第7号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田儀雄君）

続いて、人事案件について行います。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第39号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり4ページをお願いいたします。

人権擁護委員は、御嵩町から5名の方が委嘱されておりますが、そのうち2名の方が本年12月31日をもって任期満了となります。今回、再任を予定しております方は、梅田悦子さん、昭和32年3月5日生まれ、御嵩町上恵土412番地2、梅田幸秀さん、昭和28年9月25日生まれ、御嵩町中2348番地40の2名の方であります。

以上、2名の方に再任をお願いし、引き続き活動していただきたいと考え、推薦させていただきますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員推薦候補者に対し、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、平成31年1月1日から3年間です。

資料つづり1ページ及び2ページに、それぞれ推薦候補者の履歴書を掲載しております。お

目通しの上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 39 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明いたします。

議案つづり 5 ページをお願いします。

この 9 月 30 日をもって、御嵩地区在住の渡邊剛教育委員が任期満了となり、平成 18 年から 12 年間の長きにわたる御奉職をもって勇退されるとの意向であります。よって、新しい委員の任命について、本定例会におきまして議会の同意をお願いするものであります。

氏名は、中瓦智子さん、生年月日は昭和 29 年 9 月 26 日、住所は御嵩町御嵩 2192 番地 221 でございます。中瓦さんは教育分野での公職経験はございませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項において規定されているところの人格が高潔で、一般的見識が高く、教育委員として大変ふさわしい方であり、就任をお願いするものであります。

なお、任期は、平成 30 年 10 月 1 日から 4 年間であります。

資料つづり 3 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第 40 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 40 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりをおめぐりいただきまして、ピンク色の表紙の裏面、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項で、歳入歳出予算の補正は、既決予算額に 1 億 515 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 92 億 5,415 万 5,000 円とする旨規定しております。

第 2 項で、各款項ごとの補正額につきましては、2 ページから 5 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によることを、第 2 条では債務負担行為の補正を、第 3 条では地方債の補正について規定しております。

2 ページからの第 1 表は後ほどのお目通しをお願いしまして、6 ページの第 2 表 債務負担行為補正をお願いいたします。

本補正予算におきまして、2 件の債務負担行為の追加をお願いします。

1 つ目が、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）運営費補助金で、名鉄との間において、平成

31年度以降、33年度までの3年間、各年度1億円、内訳は御嵩町7,000万円、可児市3,000万円の支援をする合意形成が図られましたので、名鉄広見線運営協定締結に当たり2億1,000万円を限度額とした債務負担行為を設定させていただくものでございます。

2つ目は、本年度、森林維持管理車両として、軽の四輪駆動車の購入を予定していましたが、モデルチェンジによる需要が高く、平成30年度中の納車が困難な状況となっていることから、2カ年にまたぐ契約を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

7ページに参りまして、第3表 地方債補正で1件の変更をお願いいたします。

平成30年度の交付税本算定結果により、臨時財政対策債発行可能額が増額したため、発行可能額まで借り入れをするため、1,303万5,000円の限度額の増額をお願いするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前と変更はございません。

次に、歳入の補正について説明いたしますので、10ページをお開きください。

款09 地方特例交付金387万5,000円及び款10 地方交付税9,197万5,000円は、平成30年度分の交付額確定による増額。

款14 国庫支出金、項02 国庫補助金は、私立幼稚園奨励費補助金の対象者の増加に伴い、国庫補助金も51万3,000円の増額を見込んでおります。

同じく項03 委託金の目02 民生費委託金は、国民年金システムの改修に対する補助金78万円を増額するもので、補助率は10分の10でございます。

11ページへ行きまして、款15 県支出金、項01 県負担金、目02 民生費県負担金は、国民健康保険税本算定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金を513万7,000円減額。

同じく県支出金の項02 県補助金、目04 農林水産業費県補助金は、林道栢森線改良工事の増額分の2分の1に当たる108万円の増額。

款17 寄附金、目01 指定寄附金は、本年度も上恵土地内の大型店舗からレジ袋の売上収益金の寄附をいただきましたので、衛生費寄附金として12万4,000円を追加。

款18 繰入金、項01 基金繰入金、目01 財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整として8,921万円の繰り入れ減をするものでございます。

目04 ふるさとみたく応援基金繰入金は、債務負担行為の補正でも説明しましたとおり、森林維持環境車両の年度内納車が見込めなくなったことにより、歳出予算を皆減するとともに、財源としていた基金からの繰入金も減額するものでございます。

12ページ、款18 繰入金、項02 特別会計繰入金は、29年度決算に基づく、29年度繰出金の精算返還金で、国民健康保険特別会計38万4,000円、後期高齢者医療特別会計106万3,000円、介護保険特別会計につきましては568万円の繰入金を計上しております。

款19 繰越金は、平成29年度一般会計の決算に伴い、当初予算額と実質収支額との差額

5,639万3,000円の増額でございます。

款20 諸収入、目05 雑入の節01 総務費雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、木質バイオマス導入計画策定事業に対する補助金で、568万4,000円を追加、補助率は10分の10でございます。

節02 民生費雑入は、平成29年度に広域連合へ支払った後期高齢者医療給付費負担金の精算返還分として2,035万7,000円を追加計上しております。

節04 農林水産業費雑入は、前沢・美佐野地内の送電線保護のための樹木伐採補償料として、関西電力から30万円の収入を見込んでおります。

13 ページ、款21 町債につきましては、先ほど第3表で御説明しましたとおりでございます。

14 ページからは歳出となります。

今回の補正におきましては、4月1日付の人事異動や7月までの実績に基づき、各科目において人件費の補正をしておりますが、これら人件費の説明は省略した説明とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

款02 総務費、項01 総務管理費、目01 一般管理費、節07 賃金は、職員の育児休業の延長などに対応するため、臨時職員賃金を177万1,000円増額。

目09 環境モデル都市推進費は、木質バイオマス導入計画を策定するため、新たに設置する策定協議会の委員報酬と策定業務委託料、合わせて568万5,000円を追加。

目11 企業立地推進費は、当初予算で計上しておりました1社分の奨励金額の確定による減額と2社分の追加を相殺しまして、誘致企業奨励金570万円を増額しております。

目16 基金費では、平成29年度決算剰余金のうち、約2分の1を財政調整基金に積み立てるため、8,819万7,000円を増額。

15 ページ、款03 民生費、項01 社会福祉費、目01 社会福祉総務費、節11の需用費は、あゆみ館の漏水修繕料を17万4,000円増額しております。

目02 国保年金事務等取扱費は、制度改正、様式改正などに対応するための国民年金システム改修委託料を78万円増額、また国保の本算定に伴い、基盤安定繰出金を684万9,000円減額しております。

目03 みたけ会館費は、敷地内のブロック塀を解体撤去するため、ブロック塀解体工事費として43万2,000円を追加。

目05 介護保険費、節28 繰出金は、介護保険特別会計での繰出金対象事業費の増額に伴い、繰出金を8万8,000円増額しております。

児童福祉費は省略しまして、16 ページ、款04 衛生費、項01 保健衛生費の上から3行目、目06 環境政策費の節11 需用費は、環境フェア等で配布する環境啓発物品を購入するため、13

万円の増額です。

財源内訳欄のその他の欄、12万4,000円は衛生費寄附金を充当しております。

1つ表を飛びまして、款06農林水産業費、項02林業費、目03町有林管理費は、債務負担行為で設定した庁用自動車の購入について2カ年契約を行うため、平成30年度において支出を伴わない予算、合わせて194万4,000円を減額するものでございます。

目04治山林道費は、県との協議の結果、県単林道事業費を追加できることとなりましたので、林道栢森線ののり面改良工事費を216万円増額。

17ページ、款07商工費、2段目の目03観光費は、「半分、青い。」活用推進部会で実施するプロモーション事業に必要な旅費12万4,000円を追加。

款08土木費、項01土木管理費、目01土木総務費、節19負担金、補助及び交付金は、新たに補助制度として設けましたブロック塀等撤去等補助金450万円を追加しております。

同じく土木費の項02道路橋梁費、目03道路新設改良費は、町道柳澤・青木線における用地交渉に向けた不動産鑑定手数料を41万7,000円増額しております。

18ページ、項04都市計画費、目03公共下水道費は、上恵土地区における排水事業のための補償調査業務委託料40万円の追加でございます。

住宅費と消防費は飛びまして、19ページの款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費は、特別旅費のほか、対象者の増加による私立幼稚園奨励費補助金など、全体で271万1,000円の増額です。

同じく教育費の項02小学校費、目01学校管理費は、伏見小学校のスポットエアコンの発電に必要な燃料費や電気配線工事のほか、伏見小学校の通用門取りかえ工事費など、合わせて155万8,000円を増額しております。

項03中学校費、目02教育振興費は、交付税の本算定に伴い、共和中学校一般分担金を35万1,000円増額。

20ページへ参りまして、項04生涯学習費、2行目の目08図書館費は、中山道みたけ館第2駐車場の敷地内にあるブロック塀の撤去と大和塀の設置工事費として273万円を増額しております。

報酬や人件費の補正を行っておりますので、21ページから23ページには給与費明細書を、また24ページには債務負担行為に関する調書を、25ページには地方債の年度末残高見込みに関する調書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第40号平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 41 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 42 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 43 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、以上 3 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 41 号、第 42 号、第 43 号について御説明いたします。

まず初めに、議案第 41 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、黄色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,235 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 22 億 8,535 万円とするものであります。

6 ページをごらんください。

歳入になります。

款 01 の国民健康保険税は、本算定による補正となっております。一般・退職合わせて 5,014 万 5,000 円の増額となりました。これにつきましては、当初は納付金算定時の標準保険料率ベースで予算編成したものを、本算定に伴い実数字に変更したためであります。

次に、款 03 県支出金は、一般被保険者高額療養費の給付見込みの増に伴い、1,800 万円増額いたします。

7 ページをお願いいたします。

款 05 繰入金は、国民健康保険税の本算定に伴う補正で、684 万 9,000 円の減額となります。

款 06 繰越金ですが、平成 29 年度の実質収支確定により、4,867 万 1,000 円の増額となります。

次に、款 07 諸収入ですが、平成 29 年度の療養給付費交付金の精算により 238 万 3,000 円の増額となります。

続いて、歳出の説明になります。

8 ページをお願いいたします。

款 01 総務費ですが、制度改正による月報の様式変更、元号改正に対応するため、国保情報データベースシステムの改修が必要となり、その委託料が 29 万 2,000 円の増額となります。

款 02 保険給付費ですが、今年度の一般被保険者の高額療養費の給付見込みの増に伴い、1,800 万円の増額となります。

款 03 国民健康保険事業費納付金ですが、9 ページにまたがりませんが、一般の医療給付費分、

後期高齢者支援金等分、介護納付金分とともに、保険税の本算定に伴う財源内訳の変更であります。

次に、退職の医療給付費分、後期高齢者支援金等分ともに、納付金額の決定に伴い、それぞれ減額いたします。

9 ページをお願いいたします。

下段の款 05 基金積立金ですが、平成 29 年度決算に伴う繰越金を積み立てるための補正するものです。6,000 万円の増額となります。

10 ページをお願いします。

款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金ですが、これは療養給付費等負担金及び療養給付費交付金等の昨年度の精算によるものです。1,702 万 8,000 円の増額となります。

続けて、項 02 繰出金ですが、これは昨年度の特健康診査に係る一般会計繰出金の精算により 38 万 4,000 円の増額となります。

最後に、款 07 予備費は、収支調整として 1,683 万 1,000 円を増額するものであります。

以上で、議案第 41 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 42 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、薄紫色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 361 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 1,431 万 5,000 円とするものです。

それでは、4 ページをお願いいたします。

歳入から説明します。

款 05 諸収入、項 04 雑入は、平成 29 年度保健事業費負担金の精算に伴い、66 万円の増額となります。

下の款 06 繰越金は、平成 29 年度実質収支確定によるものです。295 万 5,000 円の増額となります。

次に、歳出に移ります。

款 04 諸支出金、項 02 繰出金は、平成 29 年度の事務費及び保健事業に係る一般会計繰出金の精算に伴い、106 万 3,000 円の増額となります。

次に、款 05 予備費は、収支調整として 255 万 2,000 円を増額するものです。

以上で、議案第 42 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

最後に、議案第 43 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算つづりのオレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,278 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 2,678 万 2,000 円とし、第 2 項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 474 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,104 万 6,000 円とするものです。

それでは、保険事業勘定から御説明いたします。

7 ページをごらんください。

まず歳入からです。

款 01 保険料ですが、介護保険料の本算定賦課によるものであります。特別徴収分、普通徴収分を合わせて 240 万 4,000 円の増額となります。

次に、款 03 国庫支出金ですが、地域支援事業の事業費の増に伴い、17 万 5,000 円の増額となります。

次に、款 04 支払基金交付金ですが、地域支援事業交付金の平成 29 年度精算により 134 万 1,000 円の増額となります。

次に、款 05 県支出金ですが、地域支援事業の事業費の増に伴い、8 万 7,000 円の増額となります。

8 ページをお願いします。

款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 03 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）は、地域支援事業の事業費の増に伴い、一般会計からの繰入金の 8 万 8,000 円の増額となります。

続けて、項 02 介護サービス事業勘定繰入金は、平成 29 年度介護サービス事業勘定精算に伴い、474 万 6,000 円の増額となります。

続けて、項 03 基金繰入金は、平成 29 年度介護給付費負担金の償還払いに伴い、1,788 万 9,000 円を増額します。

9 ページをお願いいたします。

款 08 繰越金は、平成 29 年度の実質収支確定により 3,605 万 2,000 円の増額です。

続いて、10 ページをお願いします。

歳出になります。

款 04 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 02 償還金は、平成 29 年度分の国・県支払基金からの交付金を精算し、不用となった額を返還するために 5,664 万 5,000 円の増額となっ

ています。

続けて、項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金は、平成 29 年度の介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金等の一般会計からの繰出金の精算に伴い、568 万円の増額となっています。

次に、款 05 地域支援事業費ですが、職員手当及び地域包括支援センター所有の送迎車のタイヤ購入及び修繕に伴い、45 万 7,000 円の増額となっています。

続きまして、介護サービス事業勘定を説明いたします。

13 ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

款 03 繰越金は、平成 29 年度実質収支確定による繰越金 474 万 6,000 円の増額です。

歳出につきましては、款 02 諸支出金、項 01 繰出金は、介護サービス事業勘定繰越金の確定に伴い、474 万 6,000 円の増額となります。

以上で、議案第 43 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

以上で、議案第 41 号、第 42 号、第 43 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 44 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 45 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第 44 号及び議案第 45 号について説明させていただきます。

初めに、議案第 44 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてです。補正予算つづりの緑色の表紙、裏面の 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、平成 29 年度決算に伴い、繰越金の額が確定したことによる歳入補正と、人事異動に伴う人件費並びに委託料などの補正です。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,533 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 8,833 万 4,000 円とするものです。

各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ掲載の第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

次に 4 ページをお願いします。

歳入です。

款 07 繰越金、項 01 繰越金、目 01 繰越金は、平成 29 年度決算確定により 1,533 万 4,000 円の増額。

次の 5 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 01 下水道事業費、項 01 下水道管理費は、人件費の補正です。

その下、項 02 下水道施設費、目 01 下水道建設費は、人件費補正のほか、節 13 委託料は、南山台東団地面整備修正設計のため、674 万 5,000 円の増額。

節 18 備品購入費はふぐあい確認されたマンホールポンプの予備機購入として、90 万 5,000 円の増額。

款 04 予備費は 769 万 4,000 円の増額です。

以上で、議案第 44 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 45 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算つづりの水色の表紙、裏面の 1 ページをお願いします。

平成 30 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、主に人事異動に伴う人件費と、下水道関連移設工事の委託料、工事請負費の補正です。

第 1 条から次ページの第 4 条までに補正予定額が記載されておりますので、お目通しをお願いいたします。

12 ページの実施計画明細書で説明をいたします。12 ページをお願いいたします。

収益的支出の部といたしまして、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費は、人件費の補正です。

項 2 営業外費用、目 3 消費税は、建設改良事業費の増により 77 万円減額。

項 4 予備費は 85 万 8,000 円増額。

次の 13 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入の部、款 1 資本的収入、項 2 負担金、目 1 負担金、節 2 工事負担金は、下水道関連移設工事に伴う負担金 660 万円増額。

支出の款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 建設改良事務費は、人件費の補正です。

その下、目 2 建設改良事業費、節 12 工事請負費は、下水道事業の南山台東団地面整備工事に伴う水道移設管路の増加などにより 1,000 万円の増額。

節 22 委託料は、下水道事業の南山台東団地面整備の修正設計に伴い、水道管路移設工事の設計委託料 700 万円の増額です。

そのほかに、3ページにお戻りいただいて、予算実施計画、7ページからは予定貸借対照表、10ページからは予定損益計算書、14ページからは予定キャッシュ・フロー計算書を掲載しておりますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第45号 平成30年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

続きまして、条例等について行います。

議案第46号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第46号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづりは8ページ、資料つづりは4ページをお開きください。

資料つづりにて説明させていただきます。

資料つづりの4ページをごらんください。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年4月1日施行され、主任介護支援専門員の定義に係る経過措置規定が改正されたことを受けまして、御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、主任介護支援専門員の定義を介護保険法施行規則に委ねる旨の改正を行うものであります。

施行日は公布の日からとなります。

資料つづりの5ページには、新旧対照表をつけてございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第46号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第47号 御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

それでは、議案第47号 御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正

する条例の制定について御説明させていただきます。

議案は9ページ、資料は資料つづりの6ページ、7ページであります。

資料6ページの概要のほうをごらんください。

条例改正の趣旨といたしまして、旅館業法の一部を改正する法律が平成29年12月15日に公布されたことに伴い、御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正するものであります。

続きまして、改正点につきまして御説明させていただきます。

これまで、旅館業法で営業種別が区分されていたところ、法改正により営業種別が統合され、旅館・ホテル営業となりました。これに伴い、御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例第2条第1号中、法令引用部分の項ずれ対応と用語の改正を行うものでございます。

なお、公布の日から施行する。

議案と資料の新旧対照表については、後ほどお目通しください。

以上で、御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山田儀雄君）

議案第48号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

それでは、定例会議案つづりの10ページをお願いいたします。

議案第48号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の一部改正の趣旨等につきましては、資料にて説明をさせていただきます。

別冊、資料つづりの8ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、国においては、高速道路ナンバリング検討委員会が取りまとめた高速道路に路線番号を付すことにより、わかりやすい道案内の実現を目指す高速道路ナンバリングの実現に向けた提言を踏まえまして、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正いたしました。これにより、高速道路番号等の新しい標識が追加され、標識番号にずれが生ずることとなったため、道路法に規定される条例の一部を改正するものでございます。

今回、追加された標識は、資料中段に表記をいたしました標識などでございます。これらの標識が追加されたことにより、資料下段に表記しました高さ限度緩和指定道路の標識番号にずれが生じたというものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行する旨、附則にて規定をさせていただいております。

次の9ページ、10ページには新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第49号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、議案第49号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。

工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的、南山台東団地面整備（第3工区）工事。2. 契約の方法、条件つき一般競争入札。3. 契約金額、7,668万円。4. 契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役 吉田廣美でございます。

資料つづりの11ページをお願いいたします。

こちらには、工事請負仮契約書の写しを、次の12ページには入札執行結果公表一覧表をお示ししております。

次の13ページ、今回、施行します概要図をごらんください。

この工事は、南山台東団地面整備（第3工区）工事としまして、昨年度から南山台東団地内で実施しております下水道管布設工事の継続工事で、直径150ミリメートルのVU管を開削工により999メートル布設し、マンホールを24基設置するものでございます。

以上で、議案第49号 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第50号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

それでは、議案第50号 財産の取得について御説明いたします。

議案（その2）の1ページをお開きください。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する物品は、個人情報系及び業務系の端末、取得の方法は指名競争入札、取得金額は874万8,000円であります。取得の相手方は、岐阜県岐阜市吉野町6丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社岐阜事業所、所長 大橋卓也であります。

資料つづり（その2）をお願いいたします。1ページをお開きください。

ここでは、売買仮契約書、そして2ページのほうには入札執行結果一覧表を掲載しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で、議案第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、事務局に答申案を配付させます。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

お諮りします。本件に対する議会の意見については、ただいまお手元に配付しましたとおり全員適任とする答申をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

議長（山田儀雄君）

議案第 39 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 39 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 39 号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月5日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時04分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 高 山 由 行

署 名 議 員 安 藤 雅 子

